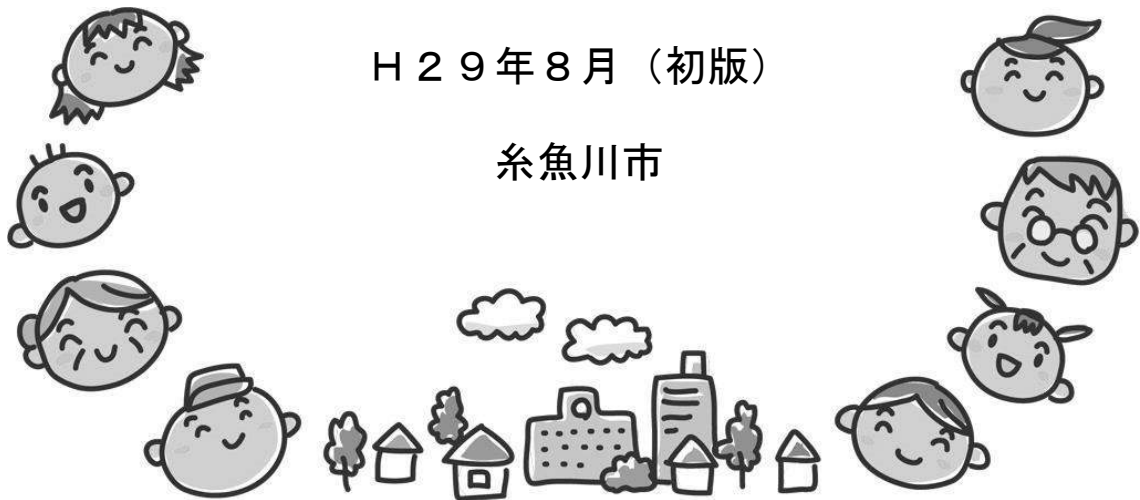


糸魚川市駅北大火 被災者支援制度のあらまし

H29年8月（初版）

糸魚川市



【注記】

- ・このあらましは、平成29年8月現在の支援制度です。
- ・今後、事業の内容や実施期間など変更になる場合があります。
- ・制度の名称に「(仮称)」のついているものについては、現在検討中の内容を掲載しており、今後変更になる場合があります。

目 次

【1. 生活全般にかかわる支援制度】

- ・被災者生活再建支援制度 1
- ・生活資金借入に対する利子補給制度 2
- ・被災者健康づくり支援事業 3
- ・生活支援相談員の配置 4
- ・こころとからだの応援事業 5
- ・がんばれ糸魚川おでかけパス事業 5
- ・固定資産税・都市計画税の軽減措置 6
- ・被災した家屋等のがれき処理 7
- ・応急仮設住宅の提供 8

【2. お子様がいる世帯向けの支援制度】

- ・保育園・幼稚園の保育料免除 9
- ・児童クラブ室利用料免除 9
- ・子ども医療費助成に係る一部負担金の助成 10
- ・ひとり親家庭等の医療費助成に係る一部負担金の助成 10
- ・就学援助制度 11

【3. 住宅や店舗の再建に関する支援制度】

- ・再建に関する建築相談 12
- ・住宅再建融資利子補給金 13
- ・ふるさと越後の家づくり復興支援事業 14
- ・いといがわ木の香る家・店づくり促進事業 15
- ・(仮称) 地元事業者利用促進事業 16
- ・(仮称) 糸魚川らしいまちなみ再生支援事業 17
- ・(仮称) 本町通り建物不燃化支援事業 18
- ・(仮称) 本町通り雁木整備促進事業 20

【4. 事業者向けの支援制度】

- ・仮設店舗設置等支援事業 21
- ・信用保証料補給制度 22
- ・創業支援資金利子補給事業 23
- ・創業支援事業 24
- ・クラウドファンディング活用支援事業 25

【 1. 生活全般に関わる支援制度】

制度の名称	被災者生活再建支援制度																		
支援の種類	給付																		
制度の内容	<p>被災者生活再建支援法に基づき、被災後における当面の生活資金としての【基礎支援金】（※すべての対象者に支給済み）と、「住宅の建設(建替)または購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」の3つの再建方法をとった場合に、住宅の被害程度と世帯の区分により支給される【加算支援金】があります。</p> <p>1 加算支援金の支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">世帯構成</th> <th colspan="3">加算支援金</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>2人以上</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>単身</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 申請に必要なもの</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金支給申請書</p> <p>(2) 契約書の写し</p> <p>例) ・「建設・購入」の場合・・・建物建築請負契約書、建物売買契約書</p> <p>・「補修」の場合・・・・・・建物修繕請負契約書</p> <p>・「賃借」の場合・・・・・・アパート賃貸借契約書</p>	区分	世帯構成	加算支援金			建設・購入	補修	賃借	全壊	2人以上	200万円	100万円	50万円	大規模半壊	単身	150万円	75万円	37万5千円
区分	世帯構成			加算支援金															
		建設・購入	補修	賃借															
全壊	2人以上	200万円	100万円	50万円															
大規模半壊	単身	150万円	75万円	37万5千円															
制度活用のメリット	住宅の再建を支援し、生活の安定を図ります。																		
対象となる方	居住している住宅が、被災証明書の被災程度において「全壊」または、「大規模半壊」と認定された世帯																		
期間	平成 32 年 1 月 21 日まで（災害発生の日から 37 か月間）																		
お問合せ先	市民部福祉事務所 電話 025-552-1511 内線 2175																		

※義援金の配分とあわせた詳しい支給額一覧は別紙のとおりです。

糸魚川市駅北大火 支援金・義援金等 被災者支援内容一覧表

単位:千円

世帯の状況等					合計		市独自見舞金	生活用品等支給(現金給付)	被災者生活再建支援金	第1次義援金(見舞金)	第2次義援金(見舞金)	第4次義援金(見舞金)	見舞金等小計a	被災者生活再建支援金	第2次義援金(再建支援)※	第3次義援金(再建支援)※	再建支援小計b	仮設店舗補助金	創業支援事業補助金	いといがわ木の香る家・店づくり促進事業	ふるさと越後の家づくり復興支援事業																								
番号	対象者	被害規模	世帯構成	再建方法	小計a + 小計b	加算※		ア	イ	ウ	エ	オ	見舞金等小計a	被災者生活再建支援金	第2次義援金(再建支援)※	第3次義援金(再建支援)※	再建支援小計b	仮設店舗補助金	創業支援事業補助金	いといがわ木の香る家・店づくり促進事業	ふるさと越後の家づくり復興支援事業																								
						ア	イ																																						
①	住宅居住者	全壊	2人以上	建設・購入	9,700 +ア+イ+ウ	100	100	基礎支援金	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	5,700	2,000	1,000	1,000	1,000	4,000	空家店舗等の改築費補助 家賃補助	新築及び空家店舗等の改築費補助 家賃補助	糸魚川産木材を使用した住宅、店舗等の再建補助	越後杉を使用した住宅、店舗等の再建補助																							
				補修	7,700 +ア+イ+ウ																		2,000	1,500	1,000	1,000	2,000																		
				賃借	6,700 +ア+イ+ウ																		500				1,000																		
			単身	建設・購入	8,700																		1,500	1,500	1,000	1,000	5,200	1,500	1,000	1,000	1,000	3,500													
				補修	6,950																												750				1,000								
				賃借	6,075																												375				500								
		大規模半壊	2人以上	建設・購入	8,700 +ア+イ+ウ																												1,000	1,500	1,000	1,000	4,700	2,000	1,000	1,000	4,000				
			補修	6,700 +ア+イ+ウ	1,000																																								2,000
			賃借	5,700 +ア+イ+ウ	500																																								1,000
		単身	建設・購入	7,950	750																		1,500	1,000	1,000	4,450	1,500	1,000	1,000	1,000	3,500														
			補修	6,200																												750				1,000									
			賃借	5,325																												375				500									
一部損壊	補修	650 +ア					450	150	100	100	200	200																																	
②	貸家等居住者	全壊	2人以上	建設・購入	7,950 +ア+イ+ウ	100	100	基礎支援金	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	3,950	2,000	1,000	1,000	1,000	4,000																											
				補修	5,950 +ア+イ+ウ																		2,000	750	500	500	3,950																		
				賃借	4,950 +ア+イ+ウ																		500				1,000																		
			単身	建設・購入	6,950																		1,500	750	500	500	3,450	1,500	1,000	1,000	1,000	3,500													
				補修	5,200																												750				1,000								
				賃借	4,325																												375				500								
③	併用住宅居住者	全壊	2人以上	建設・購入	9,700 +ア+イ+ウ	100	100	基礎支援金	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	5,700	2,000	1,000	1,000	1,000	4,000	改築費 上限200万円	改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商業地域内は 上限300万円 ※第2,3次義援金額を控除して補助	※り災証明書の交付を受けた方 ※市内に再建するもの ※市内の大工・工務店等が建築するもの	上記①欄と同じ																							
				補修	7,700 +ア+イ+ウ																		2,000	1,500	1,000	1,000	5,700																		
				賃借	6,700 +ア+イ+ウ																		500				1,000																		
			単身	建設・購入	8,700																		1,500	1,500	1,000	1,000	5,200	1,500	1,000	1,000	1,000	3,500													
				補修	6,950																												750				1,000								
				賃借	6,075																												375				500								
一部損壊	補修	650 +ア					450	150	100	100	200																																		
④	自己所有事業者	全壊		建設・購入	7,100	100		基礎支援金	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	3,600		2,500	1,000	1,000	3,500	家賃補助 H30.3まで80% 上限8万円/月	改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商業地域内は 上限300万円 ※第2,3次義援金額を控除して補助	※り災証明書の交付を受けた方 ※市内に再建するもの ※市内の大工・工務店等が建築するもの	上記①欄と同じ																							
				補修	4,600																		1,500	1,000	1,000	3,600																			
				賃借	4,100																						500																		
				半壊	補修																		2,350	750	500	500	1,850																		
一部損壊	補修	650	150	100	100	450					200																																		
⑤	賃借事業者	全壊		建設・購入	5,350	100		基礎支援金	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1,850		2,500	1,000	1,000	3,500	家賃補助 H31.3まで50% 上限5万円/月	改築費1/2 上限3万円/月 ×3年間	※り災証明書の交付を受けた方 ※市内に再建するもの ※市内の大工・工務店等が建築するもの	上記①欄と同じ																							
				補修	2,850																		750	500	500	1,850																			
				賃借	2,350																						500																		
				一部損壊	補修																		475	75	50	50	275																		
⑥	貸家等所有者	全壊		建設・購入	5,350	100		基礎支援金	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1,850		2,500	1,000	1,000	3,500			上記①欄と同じ																								
				補修	2,850																	750	500	500	1,850																				
				賃借	2,350																					500																			
⑦	その他建物所有者(空き家等)	全壊		建設・購入	4,500 +エ	100		基礎支援金	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1世帯あたり	1,000		2,500	1,000	1,000	3,500			上記①欄と同じ																								
				補修	2,000 +エ																	300	200	400	1,000																				
				賃借	1,500 +エ																					500																			

※加算ア(市独自見舞金):世帯員2人目以降 1人当たり5万円の加算
 ※加算イ(生活用品等支給(現金給付)):世帯員2人目以降 1人当たり2万円の加算
 ※加算ウ(世帯員加算(第1次)):世帯員2人目以降 1人当たり30万円の加算
 ※加算エ(空き家加算(第2次)):ガス・水道が開栓されていて常に使える状態なら50万円、頻繁に利用されている場合はさらに50万円加算
 ※義援金の再建支援金は、実際にかかった額と支援額の低い方が上限額

義援金によるその他の支援

- 第2次義援金 ・被災地区支援(4地区) 2,800千円
- 第3次義援金 ・被災車両に対する支援(今まで義援金の対象とならなかった世帯等を対象) 上限100千円
 ・被災地区及び社会福祉協議会が行う事業に対する支援 9,000千円
- 第4次義援金 ・健康保持に対する支援(避難先住宅に入居後、健康管理のためにエアコンを設置した世帯) 上限100千円

問合せ先
 糸魚川市市民部福祉事務所
 糸魚川市産業部商工農林水産課
 電話 025-552-1511(代)
 メール fukushi@city.itoigawa.lg.jp

制度の名称	生活資金借入に対する利子補給制度
支援の種類	助成
制度の内容	<p>市内金融機関から生活資金等の融資を受けた方に対し、その融資にかかる利息分を補助します。</p> <p>1 対象融資 (H28. 12. 22 以後に受けた融資について適用) 以下の項目全てに該当する融資であることが必要です。 (1) 糸魚川管内に支店又は本店がある*金融機関が駅北大火の被災者に対象者を限定した特別融資であること。 〔*第四銀行、北越銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫〕 (2) 生活再建のための生活資金又は自家用自動車購入資金の融資であること。(住宅資金や事業資金は対象外)</p> <p>2 対象融資限度額 1世帯について350万円</p> <p>3 上限利率 2.7%</p> <p>4 補給金支給 3年分を一括振込み</p> <p>5 手続きに必要なもの ①借入契約書の写し ②返済予定表の写し</p>
制度活用のメリット	生活資金面での負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	<p>以下の条件を全て満たす方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北大火により居住していた住宅が被災した方 ・ 1の対象融資を受けた方 ・ 市税の滞納がない方
期間	<p>○利子補給期間 融資を受けた日から最長3年間</p> <p>○受付期間 平成30年1月31日(水)まで</p>
お問合せ先	市民部福祉事務所援護係 電話 025-552-1511 内線 2179

制度の名称	被災者健康づくり支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>ア 医療費にかかる支援 医療費の個人負担額の一部を助成します 医療費の自己負担額の1/2（1か月あたり20,000円を上限）</p> <p>イ 介護サービス費にかかる支援 ① 介護保険利用個人負担額 利用者負担額の1/4（1か月あたり5,000円を上限） ② 総合事業利用個人負担額 利用者負担額の1/4（1か月あたり1,000円を上限）</p> <p>ウ 健康づくりにかかる支援 糸魚川市健康づくりセンター「はぴねす」や老人いこいの家等の利用個人負担額の一部を助成 ※1回あたり300円を上限、年度内50回を限度</p>
制度活用のメリット	居住環境の変化に対して健康維持と増進を図ります。
対象となる方	居住されていた住宅が被災し、一時的な仮設住宅等（市営住宅、みなし仮設住宅、賃貸住宅、親族等の居住する住宅等）に居住している方
期間	平成29年4月1日から平成30年12月31日までの利用(予定)
お問合せ先	<p>ア：市民部健康増進課国保係 電話 025-552-1511 内線 2163</p> <p>イ：市民部福祉事務所介護保険係 電話 025-552-1511 内線 2175</p> <p>ウ：市民部健康増進課健康づくり係 電話 025-552-1511 内線 2152</p>

制度の名称	生活支援相談員の配置
支援の種類	相談
制度の内容	<p>社会福祉協議会に生活支援相談員2名を配置し、被災された皆さまが新しい生活を始めるまでの間、行政や関係機関と連携しながら支援します。</p> <p>主な業務</p> <p>1 戸別訪問 安否確認、悩み事の相談、情報の提供や連絡調整 関係機関へのつなぎ役</p> <p>2 イベント支援 交流会、食事会、バスツアーなどによる被災者同士の関係維持や交流の支援</p> <p>3 被災地区支援 被災地区での行事に対するコミュニティ維持の協力</p>
制度活用のメリット	被災された皆さまが、新しい生活を始めるまでの間、精神面での支援や関係機関へのつなぎ役となることで生活課題の解消に努めます。
対象となる方	被災地区にお住まいだった方（ただし、保健師が定期訪問している方や、要介護・要支援認定を受けていてケアマネジャー等が関わられている方を除きます。）
期間	平成31年3月31日まで
お問合せ先	糸魚川市社会福祉協議会 電話 025-552-7700 市民部福祉事務所援護係 電話 025-552-1511 内線 2179

制度の名称	こころとからだの応援事業
支援の種類	相談
制度の内容	保健師、看護師、精神保健相談員等の訪問による健康相談や健康教室を実施します。
制度活用のメリット	心身の健康の保持・増進、異常の早期対応、必要な方へ介護や福祉サービス等へつなげ、心身の不安の軽減を図ります。
対象となる方	被災された方全員
期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで (ただし、必要な方はその後も支援を継続します)
お問合せ先	市民部健康増進課保健係 電話 025-552-1511 内線 2154

制度の名称	がんばれ糸魚川おでかけパス（外出支援）
支援の種類	助成
制度の内容	路線バスが乗り放題となる定期券（6ヶ月分又は1ヶ月分）を支給し、被災により外出が困難となった被災者のおでかけを支援します。 申請に必要なもの 被災証明書又はり災証明書、本人確認ができる書類
制度活用のメリット	買い物や通院などの外出における交通費負担を軽減します。
対象となる方	糸魚川市駅北大火により、住居または、車が被災された方 (年齢要件はありません)
期間	申請期間：平成 30 年 3 月 31 日まで
お問合せ先	産業部建設課計画交通係 電話 025-552-1511 内線 2372

制度の名称	固定資産税・都市計画税の軽減措置
支援の種類	税の軽減
制度の内容	<p>○ 被災代替建物の特例 焼失した建物に代わる建物を取得した場合は、その建物に係る固定資産税と都市計画税</p> <p>○ 被災代替償却資産の特例 焼失した償却資産（事業のための機械、器具、備品等）に代わる償却資産を取得した場合は、その償却資産に係る固定資産税</p> <p>いずれも税額を1/2に軽減します。（4年度分）</p>
対象となる方	<p>○ 人的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災資産の所有者 ・被災資産の所有者が個人で、相続があったときにおけるその相続人 ・被災資産の所有者が個人で、その者と同居するその者の三親等内の親族 ・被災資産の所有者が法人で、合併により設立した新たな法人等 <p>○ 区域的条件 被災代替資産の設置場所は、糸魚川市内に限ります。 （被災範囲以外でも市内であれば適用となりますが、市外の場合は適用になりません）</p>
お問合せ先	市民部市民課固定資産税係 電話 025-552-1511 内線 2145～2148

制度の名称	家屋等のがれき処理
支援の種類	代行・助成
制度の内容	<p>災害救助法が適用された大規模な火災により被災した家屋等のがれきを代行して処理します。</p> <p>1 市による処理 市が所有者の同意を得て、所有者に代わって、がれき処理を実施します。</p> <p>(1) 対象家屋 今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する木造の家屋等（住宅・店舗・事務所など）</p> <p>(2) 実施範囲 ① 対象家屋の基礎部分を除くがれき ② ①を実施した後、基礎部分の撤去等に伴うがれき</p> <p>(3) 負担金 市による処理の場合、負担はありません。</p> <p>2 所有者による処理 所有者のがれき処理等（家屋の焼損、水損部分に係る解体を含む。）にかかる経費を補助します。</p> <p>(1) 対象家屋 市による処理と同じ</p> <p>(2) 対象経費 ① 非木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費 ② 木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費</p> <p>(3) 補助額 がれき処理等に要した経費の 100%を市が補助します。ただし、国の補助対象とならない費用については、がれき処理等に要した経費から、火災保険等で補填される額を差し引いた金額の 80%を市が補助します。</p>
制度活用のメリット	がれき処理に係る費用負担を軽減します。
対象となる方	り災証明書の程度が、「全壊」及び「大規模半壊」と認定された家屋等の所有者
期間	平成 29 年 9 月 30 日まで
お問合せ先	市民部環境生活課環境係 電話 025-552-1511 内線 2185

制度の名称	応急仮設住宅の提供 （※受付は終了しています）
支援の種類	仮設住宅
制度の内容	<p>駅北大火で住宅を焼失した被災者を対象として、住宅の再建が完了するまでの間、応急仮設住宅を提供します。</p> <p>《入居までの流れ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居を希望される被災世帯の条件等を市で確認させていただき、提供可能な民間賃貸住宅等の物件の中から、条件に合う住宅を紹介します。 ・紹介した住宅を確認していただいた後に、入居申請書を提出していただき、新潟県による審査を経て、正式に入居決定となります。
制度活用のメリット	住宅再建までの間、安心して生活できる住宅の提供を行う。
対象となる方	駅北大火で住宅を焼失し、居住できないことが被災証明書で確認できる世帯。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・入居期間 原則、被災後2年間 ・受付期間 平成29年3月31日
お問合せ先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2377

【お子様がいる世帯向けの支援制度】

制度の名称	保育園・幼稚園の保育料免除
支援の種類	減免
制度の内容	市立保育園・幼稚園の保育料を全額免除します。 申請に必要なもの 保育料減免申請書
制度活用のメリット	保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した児童で、保育園・幼稚園に入園している児童
期間	平成30年3月31日まで
お問合せ先	教育委員会事務局こども課保育係 電話 025-552-1511 内線 2245

制度の名称	児童クラブ室利用料免除
支援の種類	減免
制度の内容	保護者の就労、病気などの理由により放課後家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、児童クラブ室利用料を全額免除します。 申請に必要なもの 児童クラブ室利用申込書（利用料免除申請は不要）
制度活用のメリット	保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した児童で、市内の小学校及び特別支援学校小学部に通学する児童
期間	平成30年3月31日まで
お問合せ先	教育委員会事務局こども課子育て支援係 電話 025-552-1511 内線 2234

制度の名称	子ども医療費助成に係る一部負担金の助成
支援の種類	助成
制度の内容	保護者が支払う児童の医療費の一部負担金を全額助成します。 申請に必要なもの 子ども医療費助成申請書
制度活用のメリット	児童の疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した子ども医療費助成受給者
期間	平成30年3月31日まで
お問合せ先	教育委員会事務局こども課子育て支援係 電話 025-552-1511 内線 2234

制度の名称	ひとり親家庭等の医療費助成に係る一部負担金の助成
支援の種類	助成
制度の内容	ひとり親家庭等の保護者とその児童に係る医療費の一部負担金を全額助成します。 申請に必要なもの 県親医療費助成申請書
制度活用のメリット	ひとり親家庭等の児童・保護者の疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災したひとり親家庭等医療費助成受給者
期間	平成30年3月31日まで
お問合せ先	教育委員会事務局こども課子育て支援係 電話 025-552-1511 内線 2235

制度の名称	就学援助制度
支援の種類	助成
制度の内容	小中学校に在学する児童生徒に対する学用品費、修学旅行費、給食費等を保護者に給付します。 申請に必要なもの 就学援助費申請書
制度活用のメリット	保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した児童生徒の保護者
期間	平成 30 年 3 月 31 日まで
お問合せ先	教育委員会事務局こども教育課庶務係 電話 025-552-1511 内線 2222

【住宅や店舗の再建に関する支援制度】

制度の名称	再建に関する建築相談
支援の種類	相談
制度の内容	<p>再建に伴う建築に関する相談に建築士が応じます。</p> <p>①ブロック別意見交換会での相談 ブロック別意見交換会において、建築士会系魚川支部の建築士が相談に応じます。</p> <p>②市役所での相談 市の職員（建築士）が、電話・面接などで相談に応じます。</p>
制度活用のメリット	<p>建築に関する各種の規制・手続きなどを事前に確認しておくことで、設計などの再建プランにお役立ていただけます。</p> <p>また、各種の再建に関する助成制度の紹介や相談にも応じます。</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者 ・被災地域で建築設計を行う業者等
期間	<p>①ブロック別意見交換会時</p> <p>②市役所開庁日の8時30分から17時15分</p>
お問合せ先	<p>産業部建設課建築住宅係</p> <p>電話 025-552-1511 内線 2375</p>

制度の名称	住宅再建融資利子補給金						
支援の種類	助成						
制度の内容	<p>市内で住宅（店舗併用住宅含む）の建設や補修を行うための資金の借入れに対する利子相当額を補助します。</p> <p>○対象となる金融機関 糸魚川市内にある金融機関（第四銀行、北越銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫、ひすい農業協同組合）又は住宅金融支援機構</p> <p>○再建融資の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の建設・購入</td> <td>1件当たり 11,000,000円</td> </tr> <tr> <td>住宅の補修</td> <td>1件当たり 5,900,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利子補給額 貸付利率の1%までを限度として、金融機関等に対して支払った利子相当額を補助します。</p>	区分	限度額	住宅の建設・購入	1件当たり 11,000,000円	住宅の補修	1件当たり 5,900,000円
区分	限度額						
住宅の建設・購入	1件当たり 11,000,000円						
住宅の補修	1件当たり 5,900,000円						
制度活用のメリット	住宅の建設や購入、補修の際の経済的負担を軽減し、生活の安定と早期の再建を図ります。						
対象となる方	以下のすべての要件を満たす方 ①り災証明書の発行を受けた方又は被災時に同一世帯の方 ②糸魚川市に住所を有する方 ③平成31年12月30日までに再建資金の融資を受けた方 ④市税を滞納していない方						
期間	・申請期間は融資を受けられてから、1か月以内 （※平成28年12月22日の大火発生以後、すでに住宅再建のために借り入れた融資も適用になります。） ・利子補給の期間は、再建融資を受けた日から5年間						
お問合せ先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2377						

制度の名称	ふるさと越後の家づくり復興支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>越後杉を使用して住宅、店舗等を再建した方の建築の一部を補助します。</p> <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越後杉の使用量に応じて20～100万円を補助 <p>※県産瓦・畳・しっくい塗りを使用した場合の加算あり （加算後の最大補助額179万円）</p> <p>※建築費から火災保険等受領額を差し引いた額が補助対象となります。</p> <p>※いといがわ木の香る家・店づくり促進事業との併用が可能です</p>
制度活用のメリット	<p>再建築時の経済的負担を軽減し、生活の安定と早期の生活・事業再建を図ります。</p> <p>地元産材の活用により、地域経済の活性化を図ります。</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の発行を受けた方 ・越後杉ブランド認証材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ・原則として糸魚川市内に再建するもの ・県内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの 等
期間	平成30年3月20日までに実績報告書を提出
お問合せ先	新潟県糸魚川地域振興局 林業振興課 TEL 025-552-5473

制度の名称	いといがわ木の香る家・店づくり促進事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>糸魚川産木材を使用して住宅、店舗等を再建した方の建築の一部を補助します。</p> <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再建に使用した糸魚川産木材購入費の50% ・上限額 住宅・共同住宅 30万円 店舗・事業所 50万円 <p>※ふるさと越後の家づくり復興支援事業と併用が可能です。</p>
制度活用のメリット	<p>再建築時の経済的負担を軽減し、生活の安定と早期の生活・事業再建を図ります。</p> <p>地元産材の活用により、地域経済の活性化を図ります。</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明書」の交付を受けた方 ・糸魚川産木材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ・糸魚川市内に再建するもの ・糸魚川市内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの
期間	<p>平成32年3月31日まで</p> <p>(年度末までに完成する年度において申請してください)</p>
お問合せ先	<p>産業部商工農林水産課林業水産係</p> <p>電話 025-552-1511 内線 2332</p> <p>【申込先】ふるさとの木の家づくり振興協議会 (ぬながわ森林組合内) TEL 025-552-1533</p>

制度の名称	(仮称) 地元事業者利用促進事業
支援の種類	助成
制度の内容 ※現在、検討中の内容です。	<p>市内事業者を利用した住宅等の再建及び建築物の不燃化等について補助します。</p> <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域及び本町通り沿線において建築する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ※り災証明書の交付を受けた方については糸魚川市内に建築するもの ・建築の費用が1棟あたり100万円以上のもの <p>○助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物1棟につき10万円 ・以下の項目にあてはまる場合は、1つの項目につきそれぞれ10万円を加算します。 <ul style="list-style-type: none"> ①ふるさと越後の家づくり復興支援事業を併用するもの ②ガイドラインに基づき不燃化対策に取り組むもの ③ガイドラインに基づき景観形成に取り組むもの
制度活用のメリット	市内事業者を利用することにより、地域経済の活性化を図ります。
対象となる方	市内に事業所を有する大工、工務店、建築会社等を利用して建物の新築・改築・増築・改修を実施する方
期間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)
お問合せ先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342

制度の名称	(仮称) 糸魚川らしいまちなみ再生支援事業
支援の種類	助成
制度の内容 ※現在、検討中の内容です。	<p>①建築物不燃化 指定されている防火基準(準防火地域)よりも防火性能の高い建物の整備を推奨し、被災地域の不燃化を推進します。</p> <p>②景観まちなみ再生 建物の形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれた街なみの形成を推進します。</p> <p>※補助制度及び補助額については検討中です。</p>
制度活用のメリット	建物の防火性能が高まることで個人の生命財産を守ることができるとともに、調和のとれたまちなみが形成されます。
対象となる方	被災地域(4ヘクタール)のうち、本町通りの道路境界から奥行12mの範囲を除く地域で、建築物を建てる方。 ※対象地域については検討中です。
期間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)
お問合せ先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375

制度の名称	(仮称) 本町通り建物不燃化支援事業
支援の種類	助成
制度の内容 ※現在、検討中の内容です。	<p>本町通りを延焼遮断帯(火事の燃え広がりを食い止める帯状の地域)とするための助成制度。</p> <p>本町通りの道路境界線より南北それぞれ 12mの範囲内、もしくは、一部が範囲内にかかって建築する場合は次の事を義務として、建物の延床面積に応じて補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準耐火建築物以上の基準で建てること ・ 本町通りに面した屋根と壁面は、間口に対し7割以上とし高さは5m以上とすること <p>※検討中の補助額は別紙のとおりです</p>
制度活用のメリット	建物の防火性能が高まることで個人の生命財産を守ることができるとともに、火災の大規模化を防ぎます。
対象となる方	<p>本町通り(駅前通り西側から、白馬通り東側まで)の道路境界から奥行12mまでにかかる建築物を建てる方</p> <p>※対象地域については検討中です。</p>
期間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)
お問合せ先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375

仮称 本町通り建物不燃化支援制度 H29助成額表(案)

一般建築助成額表(準耐火建築物)
 国土交通省都市局補助事業実務必携より抜粋
 対象床面積とは、3階まで(地階を除く)の延べ面積をいう。

助成対象床面積 ㎡以上～㎡未満	助成額(円)
～ 5	0
5 ～ 10	75,000
10 ～ 15	151,000
15 ～ 20	226,000
20 ～ 25	302,000
25 ～ 30	377,000
30 ～ 35	453,000
35 ～ 40	528,000
40 ～ 45	604,000
45 ～ 50	679,000
50 ～ 60	755,000
60 ～ 70	906,000
70 ～ 80	1,057,000
80 ～ 90	1,208,000
90 ～ 100	1,359,000
100 ～ 110	1,510,000
110 ～ 120	1,661,000
120 ～ 130	1,812,000
130 ～ 140	1,963,000
140 ～ 150	2,114,000
150 ～ 160	2,265,000
160 ～ 170	2,416,000
170 ～ 175	2,567,000
175 ～ 180	2,642,000
180 ～ 200	2,680,000
200 ～ 220	2,831,000
220 ～ 240	2,982,000
240 ～ 260	3,133,000
260 ～ 280	3,284,000
280 ～ 300	3,435,000
300 ～ 320	3,586,000
320 ～ 340	3,737,000
340 ～ 360	3,888,000
360 ～ 380	4,039,000
380 ～ 400	4,190,000
400 ～ 420	4,341,000
420 ～ 440	4,492,000
440 ～ 460	4,643,000
460 ～ 480	4,794,000
480 ～ 500	4,945,000
500 ～ 550	5,096,000
550 ～ 600	5,322,000
600 ～ 650	5,549,000
650 ～ 700	5,775,000
700 ～ 750	6,002,000
750 ～ 800	6,228,000
800 ～ 850	6,455,000
850 ～ 900	6,681,000
900 ～ 950	6,908,000
950 ～ 1,000	7,134,000
1,000㎡以上	7,361,000

※助成額表(案)は、国の補助制度に応じて更新する場合があります。

制度の名称	(仮称) 本町通り雁木整備促進事業								
支援の種類	補助金給付								
制度の内容 ※現在、検討中の内容です。	<p>糸魚川らしい本町通りの景観形成を促進するため、本町通り沿線の店舗・事業所又は住民が雁木を整備する場合に、その整備費用の一部を補助します。</p> <p>実際の雁木の工事価格に、補助率(ア)を乗じて得た額又は雁木の整備延長に補助単価(イ)を乗じて得た額の、いずれか低い方を補助金額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象者</th> <th>補助率(ア)</th> <th>補助単価(イ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗・事業所(併用住宅)</td> <td>90.0%</td> <td rowspan="2">検討会で調整中</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>95.0%</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象者	補助率(ア)	補助単価(イ)	店舗・事業所(併用住宅)	90.0%	検討会で調整中	住宅	95.0%
補助対象者	補助率(ア)	補助単価(イ)							
店舗・事業所(併用住宅)	90.0%	検討会で調整中							
住宅	95.0%								
制度活用のメリット	糸魚川らしいまちなみ景観の重要な要素のひとつである雁木の再生を支援し、商店街の回遊性を高めます。								
対象となる方	<p>本町通り(駅前通り西側から、白馬通り東側まで)沿線の店舗・事業所又は住民</p> <p>※対象地域については検討中です。</p>								
期間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)								
お問合せ先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2341								

【事業者向けの支援制度】

制度の名称	仮設店舗設置等支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>空き店舗等を活用した仮設店舗の設置や改修等に係る経費の一部を補助します。</p> <p>《補助対象経費・補助率》</p> <p>①仮設店舗の設置に係る経費（平成31年3月末まで） 上限 200 万円 空き店舗、空きビルの借用による仮設店舗の設置経費 コンテナ・プレハブ等による仮設店舗の設置経費 設備、備品等のリース料</p> <p>②仮設店舗の家賃に係る経費 平成 30 年 3 月末まで 家賃の 80% 上限 8 万円/月 平成 31 年 3 月末まで 家賃の 50% 上限 5 万円/月 （敷金及び礼金を除く）</p>
制度活用のメリット	仮設店舗設置にかかる経費負担を軽減し、経営の安定と早期の事業再建を図ります。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北大火発生時に現に事業を営んでおり、り災証明書又は被災証明書の交付を受けた方 ・ 市税を滞納していない方
期間	平成 31 年 3 月 31 日まで
お問合せ先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342 糸魚川商工会議所 電話 025-552-1225

制度の名称	信用保証料補給制度
支援の種類	助成
制度の内容	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）の融資に際して利用する信用保証料の一部を補助します。 ○貸付限度額 3,000万円以下 ○補給割合 被災事業者：100% 被災事業者以外：50%
制度活用のメリット	駅北大火の影響による資金繰りの悪化等を防ぐとともに、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	市内の中小企業者
期 間	補給対象期間である3月末日までの信用保証料が対象
お問合せ先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2343

制度の名称	創業支援資金利子補給事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>以下の対象資金における 750 万円までの借り入れに対する 3 年間の利子全額を補給します。</p> <p>対象資金 平成 28 年 12 月 22 日以後に融資を受けた下記の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県セーフティネット資金（経営支援枠の融資のうち、 駅北大火被災事業者を対象とするものに限る。） ・日本政策金融公庫災害復旧貸付資金 ・商工組合中央金庫災害復旧貸付資金 ・中小企業基盤整備機構小規模企業共済災害時貸付資金
制度活用の メリット	駅北大火の影響による資金繰りの悪化等を防ぐとともに、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	上記資金の融資を受けた方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けた方
期 間	申請年度の 3 月末日までの利子支払額相当分が対象
お問合せ先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2343

制度の名称	創業支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>新たに事業所（店舗・事業所）を再建して事業を再開（仮設店舗による営業を除く）する場合の費用の一部を補助します。</p> <p>《補助対象経費・補助率》</p> <p>① 新築又は改築する場合 新築又は改築工事費の50%（上限200万円） 〔※中心市街地で再建する場合は上限300万円です。〕 〔※機械、装置、備品等に係る経費を除きます。〕 〔※市内業者に発注する工事に限定します。〕</p> <p>② 賃貸する場合 家賃の50% 〔※ただし、3万円／月、3年間を上限とします。〕 〔※敷金及び礼金は除きます。〕</p>
制度活用のメリット	店舗等の再建費用の一部を補助することで、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	駅北大火発生時に現に事業を営んでおり、被災証明書又は被災証明書の交付を受けた方
期間	当面の間
お問合せ先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342

制度の名称	クラウドファンディング活用支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>事業所等の再建費用等をクラウドファンディングにより調達する場合の経費の一部を補助します。</p> <p>《補助対象経費・補助率》</p> <p>① 事業投資型クラウドファンディング 組成経費の100% 上限80万円</p> <p>② 購入型クラウドファンディング 取扱手数料の75% 上限50万円 ※目標金額に応じて予定されていた手数料分に限りません。</p>
制度活用のメリット	再建に向けた資金調達を支援することで、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北大火発生時に現に事業を営んでおり、被災証明書又は被災証明書の交付を受けた方 ・ 上記を含む団体等
期間	当面の間
お問合せ先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342